

2023 地域保健・精神保健セミナー プログラム

【第1日目(全体会)】 2023年12月15日(金) 13:00~17:00

12:30~	受付開始・接続テスト	
13:00~13:15	開会・あいさつ	
13:15~13:35	基調提起	
13:35~14:40	講演Ⅰ「保健所や地方衛生研究所に求められる役割について」	川崎市健康安全研究所 所長 岡部 信彦さん
	(質疑・休憩)	
14:50~15:50	講演Ⅱ「これからの地域の健康について」	医療法人社団悠翔会 理事長 佐々木 淳さん
15:50~16:20	国会レポート	自治労協力国会議員 参議院議員 岸 真紀子さん
16:20~16:50	現場報告	報告者調整中
16:50~17:00	まとめ・閉会	

【第2日目(分科会)】 2023年12月16日(土) 9:30~13:00

◆第1分科会 地域保健分科会「これからどうする？ 保健師の地域活動」

<趣旨>

3年もの間、全世界を翻弄した新型コロナウイルス感染症は、日常生活に様々な制約をもたらしましたが、中でも、密の回避を合言葉に人と人とのふれあいは厳しく制限されました。

私達保健師は、緊急事態宣言の中、自分自身が感染する脅威と向き合いながらも、未知の感染症に怯える住民の心の拠り所として、保健所職員は24時間体制による陽性者や濃厚接触者、感染疑いのある者の健康観察や入退院の調整等に忙殺され、帰宅しても気が休まらない日々を送りました。また、希望者がより迅速にワクチン接種を受けられるようワクチンの確保や、接種体制整備に奔走した職員もいました。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことで、生活上の大きな制限はなくなりましたが、他者とのふれあいが制約され続けたことで、地域のつながりや絆そのものの希薄化など、コロナ禍を経て、保健師を取り巻く社会環境は一層厳しいものになりました。保健業務においても、個別支援が主の感染症対応を機に、継続的なハイリスク者支援等が拡大し、それらに対応するためさらに縦割りが加速化し、今や保健師業務の大半を保健サービスが占めている状況です。その一方で、保健師の真骨頂である地域全体を「見る、つなぐ、動かす」保健活動は一層脆弱化している現状です。

今回の地域保健分科会では、保健師一人ひとりが抱える悩みや思いから、保健師は「誰のために、何のために、何をめざして働いていくのか」を見つめ直すとともに、私達が専門性を発揮し、住民の暮らしを守る地域保健活動を展開していくために何ができるかを、参加者とともに考えたいと思います。

<スケジュール>

- 9：30～9：35 開会・あいさつ
- 9：35～10：45 講演「これからどうする？ 保健師の地域活動」
武蔵野大学院 地域看護学研究科 教授 中板育美さん
- 10：45～11：30 現場報告
岩手県本部北上市職員組合 菅原奈央子さん
- (休憩)
- 11：45～12：45 グループワーク
- 12：45～12：55 グループワーク報告
- 12：55～13：00 まとめ・閉会

◆第2分科会 精神保健分科会「身体的拘束の現状から精神医療現場の課題を考える」

<趣旨>

2017年5月、ニュージーランド国籍のケリー・サベジさんが神奈川県精神科病院で身体的拘束をされて約1週間で心肺停止になり、転送先の病院で亡くなりました。この事件がクローズアップされ、精神科における身体拘束の議論が大きくなりました。厚生労働省は2000年6月に第1回身体拘束ゼロ作戦推進会議を実施、2001年には「身体拘束ゼロへの手引き」を発行しています。そして今年2月、東京都八王子市の精神科「滝山病院」の看護師が患者への暴行容疑で逮捕された事件は、精神科医療・看護が抱える諸問題を浮き彫りにし、再び議論が活発になっています。

身体拘束は生命や倫理に関わるものであり、精神保健福祉法37条で定められています。また、身体拘束の3原則として「切迫性」「非代替性」「一時性」があり、そのすべての要件を満たしている時にのみ適用が認められるにも関わらず、精神科病院における身体拘束の数は増え続けています。特に認知症患者をはじめとした高齢者の安全確保という目的で身体拘束実施の割合が高くなる傾向が指摘されています。

精神科病院における身体拘束については数多くの研究がされています。東京都立松沢病院では「身体拘束なき精神科へ」という取り組みを行い、当時の院長である斎藤正彦先生が「松沢の前に院長をしていた埼玉の和光病院には隔離室も拘束帯もなく、拘束はゼロです。民間の認知症専門病院である和光に比べ、公立松沢の医師は2倍、看護師も1.3倍います。松沢にできないはずはないと思いました」と語っています。

身体拘束という倫理と安全の狭間で、精神保健に携わる私たちが何を思い、どう変わるべきか、そのためには医療従事者として何が出来るか、労働組合として何をしなければいけないのか、一緒に考える機会になれば幸いです。

<スケジュール>

- 9：30～9：35 開会・あいさつ
- 9：35～10：45 講演「身体的拘束の現状から精神医療現場の課題を考える」
杏林大学 教授 長谷川利夫さん
- 10：45～11：15 現場報告
(休憩)
- 11：30～12：30 グループワーク
- 12：30～12：50 グループワーク報告

◆第3分科会 保健所・地方衛生研究所分科会「どうなる？これからの保健所の役割」

<趣旨>

新型コロナウイルス感染症は、保健所や地方衛生研究所の体制の脆弱性を明らかにしました。

1994年6月に成立した「地域保健法」以降、保健所は大幅に削減され、1994年に847（都道府県保健所625）だった保健所は、2020年に469（都道府県保健所355）まで減少し、人員や予算も削減されてきたことが、保健・衛生体制の脆弱化の一因であることが指摘されています。

コロナ禍の業務量の増加により、職員は過労死ラインを超える時間外労働や、時間外や休日の電話対応など労働環境の悪化が顕著となりました。これらが原因でうつ症状を訴える職員もいました。

国は感染症にかかわる保健師に加え、保健所の事務職員や地方衛生研究所の職員を増員する予算措置を行いました。しかし、これまでの人員削減を補うには十分とは言えず、獣医師や薬剤師など専門職は募集をしても応募がない地域もあります。また、コロナ禍で本来必要な研修が十分に行えず人材育成ができていない職場もあります。

2000年以降は、SARS、MERS、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症と約5年ごとに世界的な感染症の拡大が見られたことから、「頻繁に起こることを前提とした制度作りが必要」であり、今後保健所に求められる役割を果たすためには恒常的な保健所体制の強化が必要となっています。

今回の分科会では、今後保健所に求められる役割や課題を学習し、保健所の機能を強化するために現場の課題を共有・議論をします。労働組合として自治体や国へどのような働きかけが必要かを考えます。

<スケジュール>

9 : 30 ~ 9 : 35 開会・あいさつ

9 : 35 ~ 10 : 45 講演「どうなる？これからの保健所の役割」

島根県健康福祉部 医療統括監 谷口 栄作さん

10 : 45 ~ 11 : 15 現場報告

(休憩)

11 : 30 ~ 12 : 30 グループワーク

12 : 30 ~ 12 : 50 グループワーク報告

12 : 50 ~ 13 : 00 まとめ・閉会